

武蔵村山市立学校令和7年度使用教科用図書採択要領

令和6年4月19日決定
武蔵村山市教育委員会

第1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、武蔵村山市立小・中学校において令和7年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 採択の方針

- 1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、教育委員会は、一つの採択地区として、種目ごとに同一の使用教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する。
- 2 中学校用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学級用）」という。）を除き、中学校用教科書目録（令和7年度使用）に記載されている教科書のうちから採択する。
- 3 特別支援学級用教科書については、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書について採択する。

第3 組織及び任務

教育委員会は、教科書の採択を円滑に行うため、教科書採択資料作成委員会（以下「採択資料作成委員会」という。）、教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）及び教科書学校調査会（以下「学校調査会」という。）を設置する。

1 採択資料作成委員会

- (1) 採択資料作成委員会には、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 各教科の調査研究委員会委員長 10人
 - イ 小学校特別支援学級調査研究委員会委員長 1人
 - ウ 中学校特別支援学級調査研究委員会委員長 1人
 - エ 中学校の保護者代表 1人
- (2) 採択資料作成委員会には、委員長1人、副委員長1人を置く。
 - ア 委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
 - イ 委員長は、採択資料作成委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。
- (3) 採択資料作成委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
 - ア 採択に関する法令等を確認する。
 - イ 東京都教育委員会からの指導・助言を確認する。
 - ウ 調査研究、選定のための文書、資料等を確認する。
 - エ 各調査研究委員会から提出された「調査研究資料」について精査、検討する。
 - オ 上記のアからエを踏まえ、「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成する。報告書は全ての教科書について作成し、教育委員会に報告する。
 - カ その他教科書の選定に必要な事項を行う。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から令和6年8月31日までとする。

2 調査研究委員会

(1) 各教科の調査研究委員会

- ア 中学校の教科ごとの調査研究委員会（以下「中学校教科別調査研究委員会」という。）を置く。
- イ 中学校教科別調査研究委員会は、中学校長 1 人、各中学校長が推薦した各中学校の教員 1 人、小学校長会が推薦した小学校の教員 1 人の計 7 人をもって組織する。
- ウ 中学校教科別調査研究委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は校長をもって充て、副委員長は教員の中から委員長が指名する。
- エ 中学校教科別調査研究委員会の種類及び選定する教科書の種目は、次のとおりとする。

	中学校教科別調査研究委員会の種類	選定する教科書の種目
1	国語調査研究委員会	国語・書写
2	社会調査研究委員会	地理的分野・歴史的分野 公民的分野・地図
3	数学調査研究委員会	数学
4	理科調査研究委員会	理科
5	音楽調査研究委員会	一般・器楽合奏
6	美術調査研究委員会	美術
7	保健体育調査研究委員会	保健体育
8	技術・家庭調査研究委員会	技術分野・家庭分野
9	外国語調査研究委員会	外国語
10	特別の教科道徳調査研究委員会	道徳

オ 中学校教科別調査研究委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (ア) 教科書センター展示本、教科書見本、編集趣意書等により教科別・種目別に教科書の調査研究を行う。
- (イ) 上記の(ア)及び各学校調査会から提出された「学校調査資料」を踏まえ、「調査研究資料」を作成する。「調査研究資料」は種目別に全ての教科書について作成し、採択資料作成委員会に報告する。
- (ウ) その他教科書の調査研究に必要な事項を行う。
- ### (2) 特別支援学級調査研究委員会
- ア 特別支援学級調査研究委員会に、小学校特別支援学級調査研究委員会及び中学校特別支援学級調査研究委員会を置く。
- イ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級（固定学級）設置校の校長 1 人及び特別支援学級（固定学級）設置校から推薦された障害種別ごとの特別支援学級担任 1 人をもって組織する。
- ウ 各校種の特別支援学級調査研究委員会にはそれぞれ委員長を置き、校長をもって充てる。
- エ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、文部科学省検定教科書、著作教科書及び一般図書（特別支援学級用）について調査研究を行い、「調査研究資料」を作成し、採択資料作成委員会に報告する。
- ### (3) 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。

3 学校調査会

- (1) 各中学校において、校長（又は副校長）を責任者として、教科書見本、編集趣意書等により、教科別・種目別に教科書の調査を行う。

- (2) 上記(1)を踏まえ、学校ごとに「学校調査資料」を作成し、調査研究委員会に提出する。

第4 調査研究の内容・方法

- 1 採択資料作成委員会及び調査研究委員会は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、学習指導要領の目標及び内容等に照らし、より適切な教科書を選定するため、次の観点から調査研究を行う。
 - (1) 内容
 - (2) 構成上の工夫
 - (3) 特長
- 2 学校調査会は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、学習指導要領の目標及び内容等に照らし、より適切な教科書を選定するため、上記1の観点から調査を行う。
- 3 「教科書採択資料作成委員会報告書」、「調査研究資料」及び「学校調査資料」を作成に当たっては、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭に分かるように記述する。
- 4 採択資料作成委員会及び調査研究委員会における調査研究の進め方並びに「教科書採択資料作成委員会報告書」、「調査研究資料」及び「学校調査資料」の様式については、別に定める。

第5 適正かつ公正な採択の確保

- 1 次に掲げる者は、採択資料作成委員会及び調査研究委員会の委員になり、また学校調査会に参加することはできない。
 - (1) 発行者の役員及び従事者並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上、発行者の事業に重要な影響を及ぼしている者
 - (3) 教科書及びその教科用指導書の著作に参加し、又は協力した者
 - (4) 前号の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準じる者
 - (5) 教科書の供給の事業を行う者及びその従事者
- 2 採択資料作成委員会、調査研究委員会及び学校調査会の調査研究の内容並びに委員名簿は、採択が決定するまで公開しない。ただし、採択後、採択の結果や理由、採択にかかわる資料等について公開する。

第6 教科書展示会

教育委員会は、市民・保護者等から意見を聴取するため、次に示す期間、武蔵村山市民総合センター及び、三ツ木地区図書館において、教科書展示会を開催する。

- 1 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年省令第15号）第5条の規定に基づき、東京都教育委員会が指示する期間
- 2 上記1に示す期間に連続する期間で、教育委員会が定める期間

第7 庶務

採択資料作成委員会及び調査研究委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

附則

この要領は、令和6年4月19日から施行する。

【組織構成図】

